

## 片品村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 12 月 11 日

片品村農業委員会

「農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）」第 7 条 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、片品村農業委員会の指針について下記のとおり定める。

なお、この指針は必要に応じて見直しを行う。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成 29 年 4 月)	700 ha	7 ha	1.0%
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	678 ha	5 ha	0.7%
目 標 (平成 35 年 4 月)	672 ha	3 ha	0.4%

##### 【目標設定の考え方】

遊休農地面積「ゼロ」を将来の目標とするところですが、当面は現状の半分以下を目指し、3 年（農業委員・農地利用最適化推進委員の任期）ごとに目標を設定した。

##### (2) 遊休農地の発生防止・解消への具体的な取り組み方法

農業委員と推進委員が連携して担当地区の農地パトロール（利用状況調査）、農地利用意向調査を実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構の活用、各種補助制度の活用等による耕作の再開や担い手への集積を促進し、遊休農地の発生防止と解消に努める。

また、山林、原野化した農地復元が不可能な農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、適正な農地の確定・把握を推進する。

## 2. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成 29 年 4 月)	700 ha	207 ha	29.5%
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	678 ha	305 ha	45.0%
目 標 (平成 35 年 4 月)	672 ha	403 ha	60.0%

#### 【目標設定の考え方】

「片品村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、担い手への農用地利用集積率は84%を目標とするところですが、当面は現状の倍以上を目指し、3年（農業委員・農地利用最適化推進委員の任期）ごとに目標を設定した。

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直し

村と連携し、人と農地の課題解消のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現可能な「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携

村、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

さらに、農地利用の状況を調査し、新規利用権の設定に努める。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業等を活用し、地域に適した取り組みを推進する。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 4 月)	0 人	0ha
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3 人	2ha
目 標 (平成 35 年 4 月)	6 人	3ha

#### 【目標設定の考え方】

新規参入については、平成 24 年度から平成 28 年度までで平均 1 経営体であったことを踏まえ、年間 1 経営体の新規参入を目標とした。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

##### ①関係機関等との連携

新規参入に関する相談窓口を開設している機関、村と連携しながら相談を受けることにより、新規参入希望者の情報を共有し、就農に結び付けていく。

新規就農者が円滑に就農できるように青年就農給付金、農地の借り入れ等の就農条件の整備に向けた支援を県、村、農協、農業指導センター等の関係機関・団体（以下「関係機関・団体等」という。）と連携して行う。

また、農家の後継者となり得る若年世代や定年就農者などの掘り起こしに務める。

##### ②フォローアップ体制

新規就農者が担い手として継続して営農していくために、関係機関・団体や地域の担い手と連携して、参入後の営農定着に向けたフォローアップ体制を構築する。